

広島県告示第九百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和三年十一月二十二日までの間、縦覧に供する。

令和三年十一月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

広島三次線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
安芸高田市向原町戸島字中須賀二一〇八番一 地先から 安芸高田市向原町戸島字清永九九四番一地先 まで	新	旧	一〇・〇〇〇 一七・四〇〇	三五七・〇〇	拡幅
	旧	新	七・〇〇〇 〇〇	三五七・〇〇	
安芸高田市向原町戸島字具路八七九番一地先 から 安芸高田市向原町戸島字徳久二〇八番四地先 まで	新	旧	八・六〇〇 七・〇〇〇	六四五・九〇	拡幅
	旧	新	六・八〇〇 ・四〇〇	六四五・九〇	
安芸高田市向原町戸島字神原九六番一地先か ら 安芸高田市向原町戸島字出日一番九地先まで	新	旧	一〇・八〇〇 一七・四〇〇	六一三・二〇	拡幅
	旧	新	六・八〇〇 四・〇〇〇	六一三・二〇	